

議案第十二号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成二十五年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。」の下に「第七十八条の二の二第一項、」を加える。

第八条の三第一項中「前条」を「第八条の二」に改め、「（平成十八年厚生労働省令第三十号）」を削り、同条を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

（共生型地域密着型通所介護の基本方針）

第八条の三 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十七条の二に規定する共生型地域密着型通所介護をいう。）の事業の基本方針について準用する。

第九条中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第十五条第一項中「第十七条の十」を「第十七条の十二」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行による介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部改正により、共生型地域密着型通所介護事業が区の実施する指定地域密着型サービスに位置付けられたことに伴い、当該事業の基準を条例で定める必要があるため、本案を提出いたします。